



島根県報

令和5年8月1日(火)
号外第91号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

告 示

島根県告示第529号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
一般国道	431号	松江市大野町西濱249番7地先から同町森238番3地先まで	前	A	メートル 10.85～ 20.50	メートル 128.37	松江県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 交通安全工事 仮設道設置
			後	A	10.85～ 20.50	128.37	
			後	B	10.00～ 25.25	133.98	
〃	375号	邑智郡美郷町長藤962番8地先から同573番4地先まで	前		8.50～ 17.70	111.00	県央県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後		8.50～ 24.70	111.00	

島根県告示第530号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原110番3地先から同117番2地先まで	メートル 14.26	令和5年 8月1日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	